

第三章 戸籍・住民登録

第一節 戸籍制度の変遷

わが国の戸籍は、天智天皇の九年（六七〇）に成立した庚午年籍が最古のものとされている。天智天皇は中大兄皇子といわれた時に中臣鎌足（後に藤原姓となる）らと謀り王権を専断していた蘇我一族を滅ぼして、いわゆる大化の改新を断行し、律令制度の端緒を開いた君主であるが、戸籍制度の創設もこの新政の重要な施策の一つであった。この成立までにはおよそ二十五年余の歳月を費やしている。この原典は現在奈良の正倉院に手厚く保存されているというが、特定の学者グループ以外の者には閲覧が許されていない。歴史書によって知り得る内容はおおよそ次のとおりである。

まず冒頭に国、郡、郷名を表示して作成年が記されている。次行から字名を冠し、戸主、氏名、年齢、それに付して注記。以下家族について妻、妾、男女の別、氏名、年齢、注記。注記には特に兵役応召の資格ある者には兵士と記す。末尾に家族の合計数、男女別および年齢区分による小計、戸籍長の氏名が記されている。以上がその内容である。明治初年に作られた壬申戸籍はこの庚午年籍の内容をさらに細分し様式を整備したものと見える。律令制下の戸籍は平安中期以後、自然廃絶の運命をたどるのであるが、江戸幕府時代に至りキリシタン禁制の目的をもって作られた宗門人別帳、あるいは宗門改帳がこれに代わるものとして後世に伝えられている。

近代における戸籍制度は明治四年四月四日（一八七一、五、二二）太政官布告第一七〇号をもって公布された戸籍法にはじまる。施行は明治五年二月一日とされた。施行の年を干支にあてはめると壬申年に当たるので、これを「壬申戸籍」といった。

この年を基点として明治政府はいろいろな対内政策を打ち出している。まず庄屋、名主、年寄等を廃止して戸長、副戸長を置くこととした。皇族、華族、士族、平民の身分制が決められた。徳川幕府が倒れて士農工商の封建制身分制度は廃止されたが、新しい身分制がこれに取って代わった。薩・長・土三藩の親兵が廃されて近衛兵が置かれた。つづいて全国に徴兵令が敷かれ国民皆兵の制度が定まった。田租改正建議が提出されるかたわら、全国一般に地券が交付され地租改正局が置かれた。義務教育制その他の学制が制定された。このように過去の日本で国民の三大義務とされた兵役、納税、義務教育制度の基礎は明治四年から五年の間に布石されたのである。

壬申戸籍作製の目的は、すべてこれらの政策実施に不可欠の要件であったのである。

壬申戸籍は戸主を一家の主権者として筆頭に置き編成されており、本籍、氏名、生年月日、婚姻、縁組み等家族すべての身分関係を明らかにするとともに族称、職業、檀那寺、印鑑、持ち家から馬匹、それに罪科までが記載され、明らかに行政目的のために作られたものといえる。この戸籍は明治十九年十月内務省令第二二号改正により廃止されたが、原本は保存されていて、太平洋戦争以後の新憲法下の社会関係に人権侵害のおそれありとして一般の閲覧が禁止された。

前述の明治十九年十月の戸籍法改正で戸籍簿の様式がほぼ現行に近いものに改められたが、本籍の表示は県、郡、村までとし居住地は番戸で呼称した。族称はそのまま存置された。

明治三十一年六月民法の親族編、相続編が公布された。この法律はわが国の古来より伝わる醇風美俗とされた家の

制度、すなわち戸主を中心とする家族制度の維持を理念として組み立てられている。したがって家の護持に絶対権が付与された戸主を中心とする身分関係を公証するために、従来の制度をさらに補完した新しい戸籍法の制定が必要になったのである。そこで民法の公布と並行して同年同月法律第一二号により戸籍法が改正された。この改正で今まで戸籍事務が内務省の所管であったのが司法省に移管された。これ以後新たに編成される戸籍から本籍の表示を大字居住地番まで記すこととなり、再整備された戸籍様式が現在に及んでいる。(しかし旧来の番戸表示の戸籍はその一部が昭和二十二年改正戸籍法が施行されるまで残存した。その後大正三年法律第二六号による改正が行われたが、この改正では身分登記簿が廃止されて、戸籍簿一本となったほか従前のままである。

太平洋戦争を契機としてわが国は君主国家から民主国家へ百八十度の転換をした。「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」の理念に立脚して成立した新民法が昭和二十二年十二月二十二日法律第二二二号で公布された。新民法の精神をうけた改正戸籍法が法律第二二四号で同年同日付けで公布された。

新民法で「家」の制度は廃止されたのである。従来戸籍は「家」を単位に編成された。その長として戸主が置かれた。戸主は家族を統率するものとされ、家族がその家に入り、またその家を去ること、婚姻、養子縁組に対し同意不同意を与えることの権利が付与されていた。したがって戸主の意に反する行動をとった場合その家族を離籍したり、また復籍を拒絶する権限を与えられていたのである。このためひき起こされる戸主権の乱用に思わぬ悲劇を招いた事実も挙げられる。

新戸籍法は、五章一三八条から成っており、第一章の総則で戸籍事務の管掌者、監督者が規定されている。管掌者は市町村長、監督者は管轄法務局、または地方法務局で従前法と変わりはない。第二章以下各章について改正の精神が随所に読みとれる。旧法に代わり新法は原則として夫婦とその子を一単位として編成される。子が新たに婚姻した

とき、また子が親となつたときは、新戸籍を編成することと定められたのである。成年者はこれらの事由がなくても分籍することができる。なお同一戸籍内の者は同じ氏を称する者であることを立て前としている。戸籍の筆頭に書かれる者を筆頭者といい、夫婦が婚姻により夫の氏を称するときは夫が筆頭者、妻の氏を称するときは妻が筆頭者となる。これは旧法でいう「家」「戸主」の觀念とは異なるものである。戸主権の解消により成年に達した者はそれぞれ本人の意志により法に触れない限り戸籍の転入、転出が自由化された。

第二節 住民登録

現行の住民登録法の施行以前に寄留法があつた。これは大正三年に行われた戸籍法改正と並行して、同年法律第二七号により公布された制度である。明治三十一年の戸籍法改正により戸籍は身分関係の公証のみを目的とする制度となつた。それで住民生活の実態を把握するための戸口調査の要素が失われたため、これを補完するための手段として採用された制度が寄留法であつたのである。しかしこれは実効をあげることなく有名無実の制度と化し戦後に及んだ。

太平洋戦争終結後、国民生活がようやく安定を示してきた昭和二十六年、法律第二一八号で住民登録法が公布された。その目的とするところは、住民を登録することによつて住民の居住関係を公証する。常時現住人口の状況を把握して、各種行政事務の適正簡易な処理をして住民の日常生活の利便を図ることだとされている。要するに本籍人口と現住人口との間にある空間をうづめる行政手段とみられるのである。

この登録は住民自らの届け出によるものと、行政庁の職権によるものと二通りあり、村内に住所を有するもの全員について世帯単位に調整されている。他に戸籍の付票の作製が義務づけられている。

この法律は当初全文三十三条の簡単なものであったが、昭和四十二年七月法律第八一号で住民基本台帳法が公布されるに及んで廃止された。住民基本台帳法は、その目的とするところを旧法よりさらに具体化して、第一条では次のように述べている。

第一条 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。

住民基本台帳は、個人を単位として世帯ごとに作られた住民票をもつて編成される。住民票には氏名、生年月日、男女の別、世帯主、世帯主と同居者との続柄など戸籍記載事務に準じた記載がなされるほか、複雑化した行政事務を反映して選挙人名簿登録の有無、国民健康保険、国民年金の被保険者資格の有無、児童手当受給資格に関する事項の記載がなされている。これによつて随時現住人口の把握、本籍人口との対比など人口統計にも役立てているのである。

第三節 世帯数と人口

本節では第四編第二章との重複をさけて、年間戸籍取扱事件数を重点的に分類して表示することとした。内容は昭和十五年以降太平洋戦争を経過して現在に至る四十七年間の記録である。

件 一 覧 表

(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	備 考
隠居	推定家督相続人廃除	入籍離籍及復権	分家及廃絶、再興	転籍就籍	家督相続	離婚	認知	その他	
1		1	3	3	3	1		離 縁 1	
5		3	9	4	7	3		〃 1	廃家 1
2		1	8	2	7	4		養子離縁 1	名の変更 1
3		6	15	4	15	5		養子離縁 2	
3		1	8	1	14	2			
3			7	2	11	2			
3		4	12	2	12	3			戦死報告 5
1			3	3	9	4			
		4		1					
		3	4	3	1	2	2		
		1	3	5		3		訂正 1 名の変更 1	離縁 1 名 の変更 1
				9	7	2	2		
		1		6		1	1		
		1		1			1	名の変更 1	
				7		5		離 縁 1	
		1		4		2		保 佐 1	
		2		6		1	1		
		3		9		2			
		1		3		1	1		
				4		1			
		5		1		4		失 踪 1	
		2		6		1			
				5		4			
		2		5		3			
		2		3		1			
		1		3		4			
				11					
		1		6		3			
		2		3		1			
		1		3		4			
				11					
		1		6		3			
		2		3		1			
		1		5		5	1		
		1		7		2	1	姻族関係 終了 1	復氏 1

第三章 戸籍・住民登録

戸 籍 取 扱 事

年 度	区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		現 住 戸 数	本 籍 人 口	現 住 人 口	出 生	死 亡 及失踪	養 子 縁 組	婚 姻	親 権 及後見
昭 15		369	2,720	2,631	73	23	2	22	
16		356	2,720	2,671	88	39	9	49	
17		377	2,488	2,162	79	30	2	17	
18		379	2,542	2,095	83	33	8	33	
19		385	2,556	2,172	63	42	4	32	1
20				2,328	58	45	5	21	
21		415		2,271	64	51	2	23	
22		407		2,298	84	44	3	29	3
23		417	2,643	2,308	85	38	2	16	1
24			2,601	2,322	87	31	3	45	1
25		424	2,678	2,316	72	33	1	33	
26		424		2,359	68	28		28	1
27		423	2,701	2,303	61	32	5	38	
28		428	2,710	2,304	72	28	2	36	
29		425	2,729	2,287	59	18	7	37	1
30		423	2,739	2,244	57	24	3	34	3
31		418	2,730	2,271	51	30	2	23	2
32		415	2,704	2,231	43	22		32	
33		416	2,708	2,215	48	18	1	57	2
34		416	2,733	2,196	50	23	2	43	
35		433	2,737	2,316	49	23		38	1
36		427	2,759	2,160	46	25	1	43	1
37		429	2,745	2,188	39	26	1	35	
38		431	2,735	2,282	53	10		50	
39		436	2,724	2,276	41	24	1	48	
40		443	2,724	2,244	49	30	6	65	
41		447	2,743	2,138	36	20	1	36	
42		452	2,755	2,161	65	26	1	53	
43		472	2,774	2,066	50	23	2	43	1
44		472	2,797	2,042	66	33	1	51	
45		474	2,792	2,139	48	31	1	44	

件 一 覧 表

(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	備 考
隠居	推定家督相続人廃除	入籍離籍及復権	分家及廃絶再興	転籍就籍	家督相続	離婚	認知	その他	
		2		7		4	2		
		2		8		2			帰化3
		2		8		1			
				7		3			
				4		1			
		1		5		1			
				2		2			
				3		2			
				6		2		1	
		2		4		2			
				2		3		名の変更 1	
		2		6		3			
		2		8		3		名の変更 1	77条の2 1
				14		1			養子離縁 1
		2		13		1		名の変更 2	77条の2 2
		5		9		3			

第三章 戸籍住民登録

戸 籍 取 扱 事

年 度	区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		現 住 戸 数	本 籍 人 口	現 住 人 口	出 生	死 亡 及失踪	養 子 縁 組	婚 姻	親 権 及後見
昭 46		479	2,822	2,131	56	13	5	65	1
47		483	2,826	2,176	53	30	2	58	
48		509	2,839	2,154	60	23	5	47	
49		509	2,860	2,160	37	24	2	15	
50		521	2,869	2,179	24	22	1	13	
51		536	2,863	2,191	33	17	2	18	
52		544	2,892	2,186	37	9		22	
53		547	2,894	2,187	38	14	4	8	
54		553	2,900	2,221	25	16	1	17	
55		561	2,902	2,238	33	21	2	12	
56		616	2,884	2,271	34	22		14	
57		630	2,878	2,286	37	33	3	43	
58		642	2,884	2,320	37	30	7	47	
59		655	2,892	2,359	36	19	1	35	1
60		698	2,889	2,429	37	19		24	2
61		713	2,906	2,456	38	17	4	40	

(岡 達 男)